業務委託仕様書

１　件名

江東区安全・安心パトロール事業委託

２　履行期間

令和７年４月１日～令和８年３月３１日

３　履行場所

　　江東区内全域

４　業務目的

青色パトロールカーのパトロール活動を実施することにより、「安全で安心して暮らせるまち江東区」をめざし、犯罪を未然に防止することを目的とする。

５　業務内容等

青色パトロールカーにより、区内全域のパトロールを実施する。

（1）実施時間

原則、以下の期間及び時間にパトロールを実施し、休憩場所については、事前に区の承認を得たうえ、受託者が確保するものとする。ただし、区が必要と認める場合は、区と受託者が事前に協議し、変更した時間帯にパトロール実施するものとする。

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで（車両３台）

午後４時４５分から翌午前０時４５分までの間（休憩時間１時間を含む）

（2）業務指示及び業務引継

　　 原則、開庁日のパトロール開始前を区からの指示を受ける時間とする。

① 開庁日（通年）

午後４時４５分～午後５時は、区の指示を受ける時間とする。

② 閉庁日（通年）

午後４時４５分～午後５時は、隊員の引継確認時間とする。

（3）実施体制

① パトロールは、１車両につき隊員２名以上で行うものとし、区と協議した計画（業務・巡回ルート等）のもと実施すること。

② 隊員の服装は、受託者が用意する制服とし、犯罪の抑止に効果的なものとする。また、業務遂行に必要な資機材は、受託者が用意し携行させること

③ 受託者は、本業務中に発生した突発的な事故に即応できる体制を整え、適宜適切な対応をするとともに、迅速な復旧に努めること。また、本業務中に遭遇した事故、けが人等には、救命措置、通報等適切な処置を行うこと。

④ 受託者は、事前に隊員配置表（隊員名簿）を区に提出すること。また、欠勤等により本業務に支障を来たさないよう、従事者の確保について厳正に対処すること。

⑤ 受託者は、24時間連絡がとれる体制を構築すること。

⑥ 受託者は、本業務が適性に遂行され、犯罪抑止効果が十分に発揮できるよう、こうとう安全安心メール、メールけいしちょう等で発信される情報の収集を徹底するとともに、これらを効果的に活用すること。

（4）運行車両

業務に使用する車両は受託者が用意するものとし、車両の台数・仕様等は、以下に掲げるものとする。

[車両台数] 青色パトロールカー３台

① 塗装：白黒パトカー仕様

※「江東区」の文字（文字サイズ150角、字体 ＭＳゴシック）をカッティングシール等により表示すること。

② 青色回転灯：散光式２灯以上、スピーカー30W以上×2内蔵型

③ 放送アンプ：青色回転灯との互換性を有し、ＳＤカード再生可能であること。

④ ドライブレコーダー：カメラ解像度30万画素以上、音声録音機能付、記録メデ　ィア、記録時間（ＶＧＡで連続９時間以上）

⑤ 契約後の車両準備期間（原則３ヶ月以内）は、受託者の用意する代替車両とするが、①④は必須、②③の装備は協議とし、準備期間の理由書を提出すること。

⑥ 車両整備、車両検査の期間は、受託者の用意する代替車両とするが、①④は必須とし、②③の装備は協議する。

⑦ 業務に使用する車両については、事前に車検証の写しを区に提出すること。

⑧ 業務に使用する車両及び⑤⑥の代替車両にかかる公租公課、燃料費その他車両の維持に係る一切の経費を受託者が負担すること。

⑨ 業務に使用する車両には、緊急時の連絡手段（携帯電話、車載無線機等）を確保すること。

（5）遵守事項

① 本業務の業務責任者を定め区との連絡体制を確保すること。

② 本業務の実施にあたって受託者は、本仕様書及び別添「江東区安全安心パトロール業務マニュアル（以下パトロールマニュアルという。）」を遵守するとともに、区内の警察署及び消防署と密接に連携をとることとし、毎回パトロール開始直後に管轄警察署に立ち寄り当日の注意事項等の確認をとること。

③ 業務中は、運転者の安全運転意識の向上による事故等の未然防止並びに事故等における責任の明確化及び処理の迅速化を図ることを目的として、ドライブレコーダーを作動させ映像、音声を記録すること。

④ 青色回転灯の使用については、区及び警察の指示に従うものとする。

⑤ 本業務において、区が別途指示する時間帯の走行中、車両に備え付けの放送機器を使用し区で用意する音源を放送すること。

⑥ 隊員は、別途区が定める活動日誌により、パトロール結果を区に報告すること。報告は、業務後直近の「５ 業務内容等」に掲げる「（2）業務指示及び業務引継 ① 開庁日（通年）：午後４時４５分～午後５時」に提出すること。

⑦ パトロール隊員（以下、隊員という。）は、パトロール中に何らかの犯罪を目撃した場合、挙動不審者を発見する等犯罪が発生するおそれがあると認めた場合及び区民等から急訴事案等を受けた場合は、警察若しくは消防へ速報し、警察・消防の活動に協力するとともに、犯罪の抑止に努めるものとする。

⑧ その他関係法規を遵守すること。

６　パトロール業務にあたる隊員の条件

　　本業務は、犯罪の未然防止を目的とするパトロール業務であり、かつ、車両運転業務が主たる業務であることから、隊員及び車両の運転業務にあたる者は、次の条件を満たす者とする。

（1）業務当日に乗車する者のうち、「警備員指導教育責任者」の資格を有する者が１名以上いること。

（2）車両ごとに、本業務遂行に必要な資格を有する者が乗車すること。

（3）業務にあたる全ての隊員は、「パトロール実施者証」を携行すること。

（4）運転者は、本業務遂行に必要な技術を有するものとする。

７　個人情報の取扱い

（1）受託者は、車両に設置するドライブレコーダーの記録情報（SDカード）について、別添「江東区安全・安心パトロールカーに設置するドライブレコーダー運用基準」を遵守し、適正に保管管理すること。なお、データを消去等する際に、発注者（本区）の職員が作業の現場を立ち会うことをあらかじめ承諾いただきます。

（2）受託者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を本業務以外に使用し又は第三者に漏洩及び開示してはならない。業務に従事する者も同様とする。

８　支払方法

　　毎月の業務完了後、受託者の請求により月額均等払い１２回で支払う。

９　損害の負担について

（1）受託者の責に帰すべき事由により、本業務中発生させた第三者への損害及び区が被った損害については、すべて受託者が賠償責任を負い、これに係る一切の費用を負担すること。

（2）受託者の責に帰すべき事由により、本業務中発生させた区の所有する車両及び資機材等物品の損害については、すべて受託者の負担において原状復帰し、かつ、これに係る一切の費用を負担すること。

（3）受託者は、損害賠償等に対応する保険に必ず加入することとし、保険の加入状況を事前に区に報告することとし、これに係る一切の費用を負担すること。

10　その他

（1）業務に使用する車両は、毎日の業務開始直前に区役所庁舎１階の駐車場に持ち込むものとし、業務終了後は速やかに持ち帰るものとする。また、江東区の業務を示す「江東区」と文字表示は、本業務中のみ表示すること。

（2）業務当日に乗車する者のうち、「警備員指導教育責任者」の資格を有するもの１名を業務当日の統括責任者とし、各日の統括責任者の緊急連絡先は区に提出する隊員配置表（隊員名簿）等で事前に区に報告すること。

（3）各日業務にあたる隊員については、「６ パトロール業務にあたる隊員の条件」に掲げる資格の証明書を携行することとし、証明書の写しは事前に区に提出すること。

（4）業務遂行にあたっては環境への適切な配慮を積極的に心掛けること。

（5）本件仕様書又は業務の詳細について疑義が生じた場合は、別途協議すること。

（6）区は、受託者が本仕様書、契約条項、パトロールマニュアルに定める事項に違反した時、もしくは受託者が提出した提案書記載事項の不履行及び区の指示に従わない場合は、契約条項の規定により本契約を解除することができる。

11　問合せ先担当者

　　江東区総務部危機管理課　菊池・藤谷　　電話：３６４７－４３９９

別添

江東区安全安心パトロール業務マニュアル

**１　服　装　等**

（１）制服・制帽等は、犯罪の抑止に効果的なものとし、警備会社からの支給品を着用すること。

（２）パトロール中は、パトロール実施者証と犯罪の抑止及び緊急時に対応するために必要な装備資機材を携行すること。

**２　業務時間等**

（１）業務日数及び業務時間は、以下とし、必要がある場合は、協議により1回あたりの業務時間が８時間を超えない範囲で区が指定する時間帯とする。

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

午後４時４５分から翌午前０時４５分までの間（休憩時間１時間を含む）

（２）上記は、１車両２名以上の隊員で３車両、計６名以上で運行する。

（３）休憩場所は、受託者が確保し、事前に区に承認を得ること。

**３　パトロールの基本事項**

（１）隊員は、犯罪抑止効果が発揮できるように、区、警察及び消防と綿密に連携し、本マニュアル及び業務委託仕様書の範囲内で、区職員の指示に従うとともに、法令に基づく警察官の指示に従うこと。

（２）隊員は、業務の始業時に、当日のパトロール地域を管轄する警察署に立寄り、当番責任者（若しくは起番責任者）に当日の注意事項等の確認を受けること。

（３）警察署等では「江東区役所・防犯パトロール隊の○○です。」と名乗ること。

（４）１１０番・１１９番通報をした際は、「江東区役所・防犯パトロール隊の○○ですが・・」と名乗り、見た状況を一報するとともに、警察及び消防からの要請があれば一般私人として協力をすること。

（５）パトロールは、関係法令を遵守して行なうこと。

（６）運行中、助手席の隊員は、運転する隊員を補助し、交通事故及び受傷事故には特段の留意をすること。

（７）休憩時間を除き、就業時間中は、常にパトロールを行うこと。

（８）パトロールは車両によるパトロールを基本とし、特段の事情により停留する場合は、１５分以内を原則とする。

（９）午後５時から午後７時までの間は、原則として、車両に設置された放送設備により、防犯・防災・江東区役所からのお知らせ等に関してのマイクまたはテープによる広報活動を実施すること。

**４　パトロールの留意点**

（１）酔っ払い、不良少年グループ等への対応は、トラブルの原因になることが多いので、その取扱いは慎重に行うこと。対応については、間合いを十分にとり、高圧的な態度をとらずに、必ず隊員２人で行い、万一からまれた場合、暴言等については相手にせず、不法行為についての静止に留め、双方が受傷することのないよう注意し、直ちに１１０番通報するか、付近の交番に届け出ること。

　　　また、警察へ通報するほどではないが、取扱上での小さなトラブル等についても相手の氏名・人相着衣等を記録するとともに、定時報告時に報告をすること。

（２）目立つ姿での声かけや挨拶は、犯罪抑止効果を高めることから、積極的な声かけ、挨拶を励行すること。

（３）パトロール中、照度が暗いところ、見通しが悪く入りやすい箇所や防犯上問題があると思慮される場所を発見した場合は、報告書に記載すること。

（４）公園や駐車場等で、少年等がたむろしている場合については、警察署（リモコン担当者）へ通報するとともに、報告書に記載すること。

（５）江東区内で気象・災害警報等発表が予想される際は、業務時間内については、前もって予想される事案に対する注意喚起広報を行うことがある。

また、業務時間外については、区と協議の上前もって、予想される事案に対する注意喚起広報を行うことがある。

（６）パトロール中、直ちに避難の呼び掛け等が必要な災害現場に遭遇した場合、１１０番・１１９通報の上、警察・消防に現場を引き継ぐまでの一時的な措置として、パトロールカーの広報設備を利用し、注意喚起や避難等の呼び掛けを行うこと。

（７）パトロール中、警察などから連続発生のおそれがある重要凶悪事件などに関する情報を得た場合、直ちに、区職員（危機管理課員）に報告の上、区職員（危機管理課員）と協議の上、必要により、隊員の身に危険の生じない範囲内でパトロールカーの広報設備を利用し、被害防止のための注意喚起や避難等の呼び掛けを行うこと。

**５　報　告　等**

（１）始業時、前日の勤務報告を、別に区が定める活動日誌及び口頭により、区へ報告すること。原則として、代表者が、午後４時４５分から午後５時００分までの間、区担当課へ活動日誌を持参して行うこと。なお、閉庁日については、開庁日にまとめて報告すること。なお、各隊員間の引継ぎ、申し送り等を確実に行い、報告に漏れがないようにしておくこと。

（２）事件・事故等の緊急の場合は、１１０番・１１９番通報すること。

（３）人身事故等事故が発生した場合は、道路交通法第７２条に定められた措置を講ずるとともに、警察、業務責任者、区に速報し、その指示を仰ぐこと。

（４）本業務において、疑義がある場合は、区と協議のうえ処理すること。

**６　各関係機関連絡先**

　　江東区役所　　　　　　３６４７－９１１１（大代表）

危機管理課防犯担当　　３６４７－４３９９（直通）

　　深川警察署　　　　　　３６４１－０１１０

城東警察署　　　　　　３６９９－０１１０

東京湾岸警察署　　　　３５７０－０１１０

深川消防署　　　　　　３６４２－０１１９

　 城東消防署　　　　　　３６３７－０１１９

別添

江東区安全・安心パトロールカーに設置するドライブレコーダー運用基準

１　目的

　この運用基準は、江東区安全・安心パトロールカー事業の受託事業者（以下「受託事業者」という。）が保有し、当該事業の運行業務に使用する青色パトロールカーに、運転者の安全運転意識の向上による事故等の未然防止並びに事故等における責任の明確化及び処理の迅速化を図ることを目的として設置するドライブレコーダーの運用につき、必要な事項を定め、自己の映像を収録される者の権利利益を保護することを目的とする。

２　仕様

(1)ドライブレコーダーは、車両前方の映像及び音声を記録する。

(2)ドライブレコーダーが記録した情報（以下「記録情報」という。）は、ドライブレコーダー内のＳＤカードに保存される。

(3)ドライブレコーダーを設置したパトロールカーには、車外の視認しやすい場所に、ドライブレコーダーが設置され、かつ、作動している旨を表示する。

(4)ドライブレコーダーの作動時間は、原則として、当該車両の運行時間帯とする。

３　管理責任者等及びその責務

(1)ドライブレコーダーの適正な運用及び管理を図るため、ドライブレコーダー管理責任者（以下「管理責任者」という。）及びドライブレコーダー管理者（以下「管理者」という。）を置く。

(2)管理責任者は危機管理課長を、管理者は防犯担当係長をもって充てる。

(3)管理責任者及び管理者は、受託事業者に対し、当該事業におけるドライブレコーダーの運用及び管理に係る責任者及び取扱者（以下「受託事業者の責任者等」という。）を指定させるほか、江東区個人情報保護条例（平成１０年３月江東区条例第１０号。以下「条例」という。）に基づく、記録情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じさせるものとする。

４　記録情報の取扱い等

(1)記録情報は、記録時の状態で保存し、加工してはならない。

(2)記録情報には、暗号化の措置を講じ、記録情報の漏えい、滅失、毀損、改ざん及び不正利用を防止しなければならない。

(3)記録情報は、記録された日から７日を経過したときは、消去しなければならない。ただし、条例の規定に基づき目的外利用若しくは外部提供をする場合、又は利用目的を達成するために必要がある場合は、この限りでない。

(4)記録情報の取扱い（検索、閲覧、複製及び持ち出し等をいう。）については、受託事業者の責任者等に限りすることができる。この場合において、事前に管理責任者の許可を得なければならない。

(5)記録情報が複写されたＤＶＤ等の記録媒体は、施錠された保管庫で管理しなければならない。ただし、不要となった場合は、速やかに、粉砕等記録情報が再現不可能になる方法により記録媒体を破壊の上、廃棄しなければならない。

５　目的外利用及び外部提供の禁止

条例第１５条第２項又は第１６条第２項の規定による場合を除き、記録情報の目的外利用又は外部提供をしてはならない。

６　開示請求

　管理責任者は、自己を本人とする個人情報であるとして記録情報の開示請求があったときは、条例の規定に基づく所定の手続を行うものとする。

７　苦情処理

　管理責任者は、ドライブレコーダーの運用について苦情を受けたときは、速やかに苦情内容の把握及び事実調査を行った上、適切な措置を講じるものとする。